

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:千円)

団体名 下田市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,409,547	2,316,962	373,441	6,099,950

1. 一般会計等の財政状況

(単位:千円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	9,686,589	9,278,908	407,681	386,173	238,120	8,616,760	
下田市下田駅前広場整備事業特別会計	11,669	10,764	905	905	-	-	
下田市公共用地取得特別会計	40,164	40,164	-	-	37,155	-	
一般会計等	9,700,784	9,292,198	408,586	387,078	-	8,616,760	

他会計等からの繰入金内訳(一般会計)

特別会計からの繰入金等

- 国民健康保険特別会計 12,386千円
- 老人保健特別会計 2,915千円
- 介護保険特別会計 9,759千円
- 後期高齢者医療特別会計 1,781千円
- 水道事業会計(浄化槽) 544千円

財産区からの繰入金

- 柿崎財産区議会議員選挙 9千円

基金繰入金

- 財政調整基金 112,691千円
- 減債基金 75,973千円
- 交通安全対策推進基金 3,000千円
- 市の区の福祉基金 8,164千円
- 奨学振興基金 1,200千円
- 子育て支援基金 9,400千円
- 教育振興基金 300千円

※一般会計の他会計等からの繰入金は、特別会計からの繰入金や基金繰入金等であり、その内訳は欄外記載のとおりである。

※公共用地取得特別会計の他会計等からの繰入金は、一般会計からの繰入金である。

※一般会計等とは、普通会計(一般会計+駅前広場整備事業特別会計+公共用地取得特別会計)を指し、会計間相互で重複する額37,638千円を除いているため、各会計間の合計額とは一致しない。

※別掲の決算カードの数値は、対象となる会計は同じ普通会計であるが、借換債及び一般会計内で経理している介護保険サービスに係る費用を除いているため、一般会計等の欄に記載された数値とは一致しない。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:千円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入金見込額	備考
下田市水道事業会計	693,651	594,975	98,676	259,091	9,007	3,181,976	-	法適用企業
下田市下水道事業特別会計	1,486,215	1,468,820	17,395	17,395	666,000	8,159,314	6,478,495	法非適用企業
下田市集落排水事業特別会計	16,996	16,715	281	281	12,355	94,044	89,435	法非適用企業
下田市国民健康保険事業特別会計	3,508,704	3,328,573	180,131	180,131	240,407	-	-	基金:80,000
下田市老人保健特別会計	9,156	10,769	△ 1,613	△ 1,613	1,478	-	-	
下田市介護保険特別会計	1,872,422	1,864,494	7,928	7,928	375,515	-	-	基金:83,661
下田市後期高齢者医療特別会計	286,702	283,412	3,290	3,290	68,099	-	-	
公営企業会計等 計				466,503		11,435,334	6,567,930	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

※水道事業会計の他会計等からの繰入金の内訳は、一般会計 2,257千円、下水道会計(税抜) 6,750千円である。

※国民健康保険事業会計の他会計等からの繰入金の内訳は、一般会計 160,407千円、国民健康保険診療報酬支払準備基金 80,000千円である。

介護保険特別会計の他会計等からの繰入金の内訳は、一般会計 291,854千円、介護給付費準備基金 83,661千円である。

その他の特別会計の他会計等からの繰入金の内訳は、一般会計からのものである。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:千円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入金見込額	備考	平成21年度 負担金額
下田地区消防組合	821,286	810,508	10,778	10,778	-	207,209	149,211		388,306
南豆衛生プラント組合	230,504	218,764	11,740	11,740	-	967,565	611,501		140,252
伊豆斎場組合	38,368	35,208	3,160	3,160	1,000	-	-		11,703
共立済病院組合(病院事業会計)	2,171,849	2,217,780	△ 45,931	890,421	189,094	688,495	125,306		73,906
共立済病院組合(介護老人保健施設特別会計)	29,929	29,929	-	-	-	539,383	-		-
静岡県市町総合事務組合	9,157,288	8,895,117	262,171	262,171	2,600,000	-	-		166,800
静岡県後期高齢者医療広域連合	2,559,196	2,542,733	16,463	16,463	-	-	-	普通会計分	1,377
静岡県後期高齢者医療広域連合	306,807,593	299,419,773	7,387,820	7,387,820	4,209,161	-	-	事業会計分	234,458
静岡地方税滞納整理機構	249,118	238,479	10,639	10,639	-	-	-		2,635
一部事務組合等 計				8,593,192		2,402,652	886,018		1,019,437

※共立済病院組合への負担金(繰出金)の内訳は、病院事業分 53,493千円(負担金 47,911千円、出資金 5,582千円)、第2次救急補助金 20,413千円である。

※静岡県市町総合事務組合への負担金額は、普通会計の退職手当負担金である。

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:千円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(財)下田市振興公社	1,779	109,127	110,000	3,900	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			110,000	3,900	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄に当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:千円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	326,907	321,216	△ 5,691
減債基金	42,671	700	△ 41,971
その他充当可能基金	875,748	972,905	97,157
充当可能基金計	1,245,326	1,294,821	49,495

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.32	6.34	2.02	△ 14.40	△ 20.00	下田市水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	10.57	13.99	3.42	△ 19.40	△ 40.00	下田市下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	16.7	15.4	△ 1.3	25.0	35.0	下田市集落排水事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	137.0	116.9	△ 20.1	350.0					
財政力指数	0.56	0.55	△ 0.01						
経常収支比率	88.6	88.5	△ 0.1						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。

2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。